

亀山市公告第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、三重県から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを縦覧に供します。

令和2年1月29日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 都市計画の種類及び名称

（1）亀山都市計画道路3・4・1号 国道1号線

（2）亀山都市計画道路3・5・5号 北山芸濃線

2 縦覧場所

亀山市産業建設部都市整備課都市計画グループ